

教委議案第10号

明石市個人情報保護法施行条例施行規則制定のこと

明石市個人情報保護法施行条例施行規則を次のように制定する。

令和5年3月28日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

明石市個人情報保護法施行条例施行規則

明石市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第23号）の施行については、明石市個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年規則第10号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（明石市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 明石市個人情報保護条例施行規則（平成13年教育委員会規則第8号）は、廃止する。

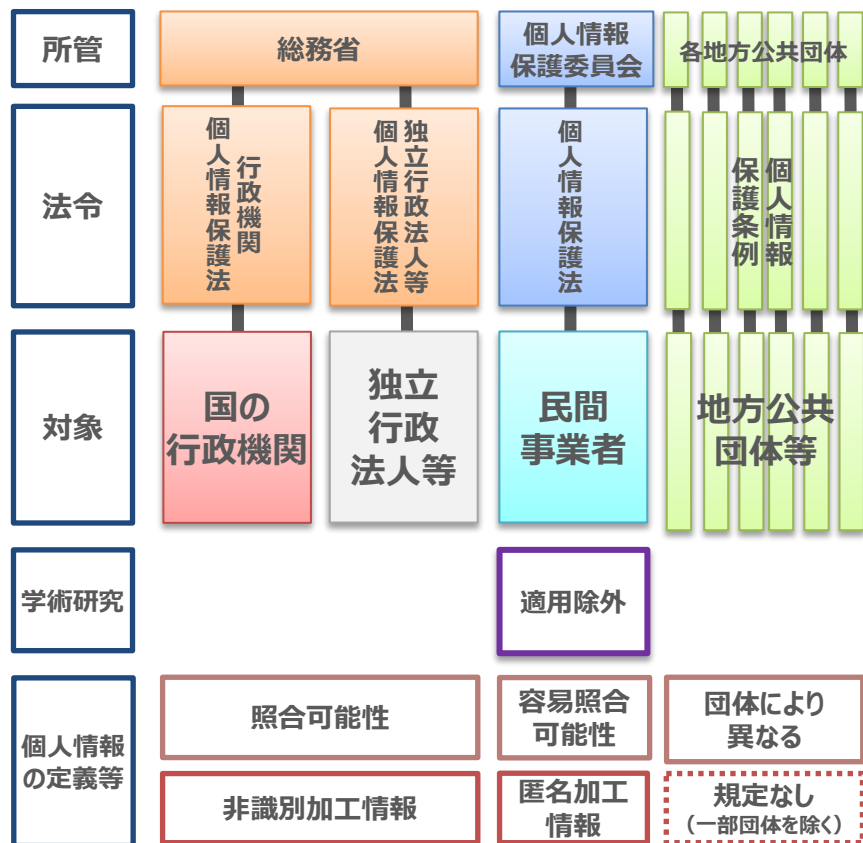
（提案理由）

本案は、国、地方公共団体及び民間事業者の個人情報保護制度を一元化するため個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されるようになることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める条例の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定しようとするものである。

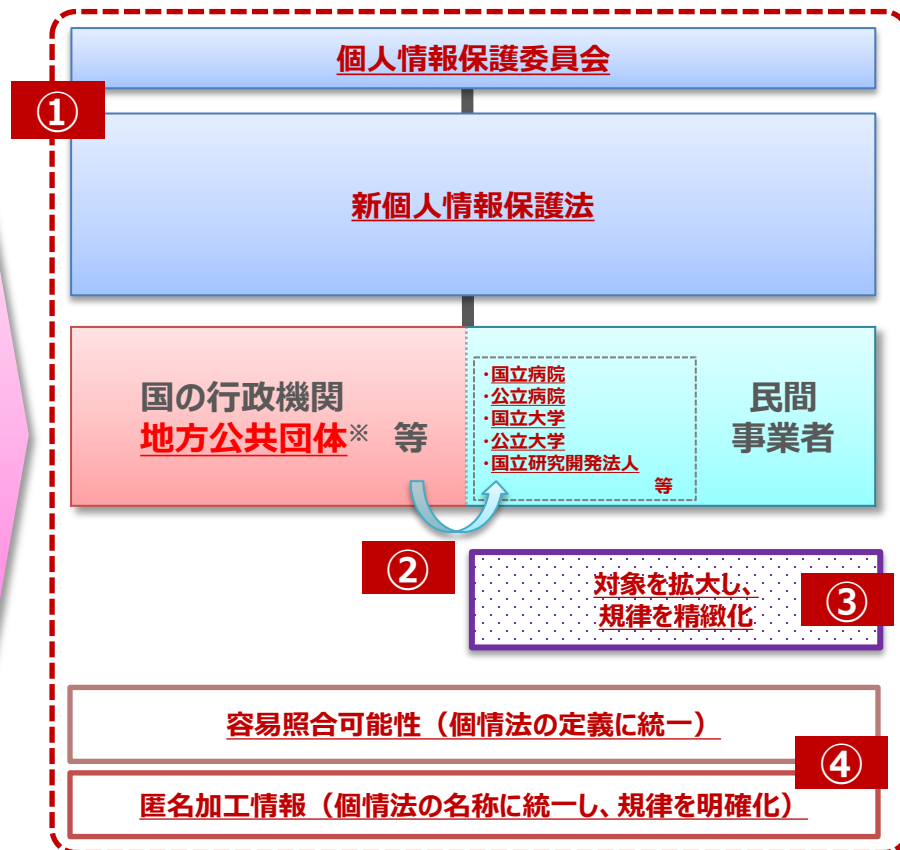
令和3年改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年改正法の概要（地方部分）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

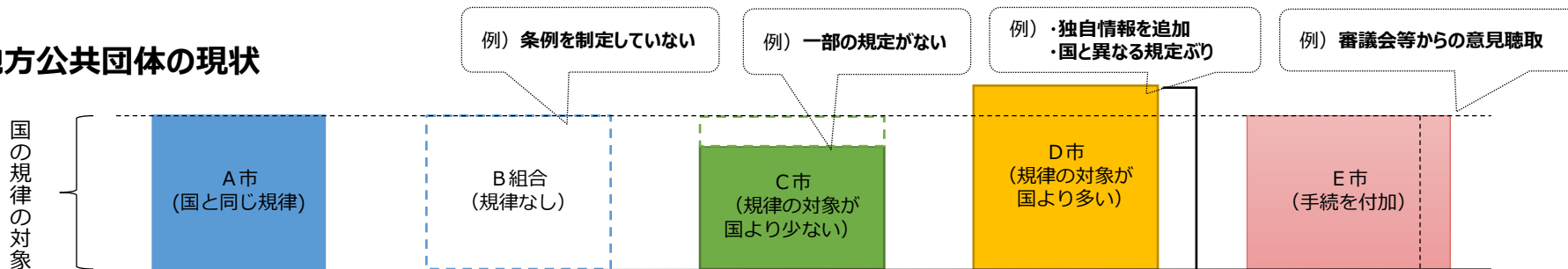
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

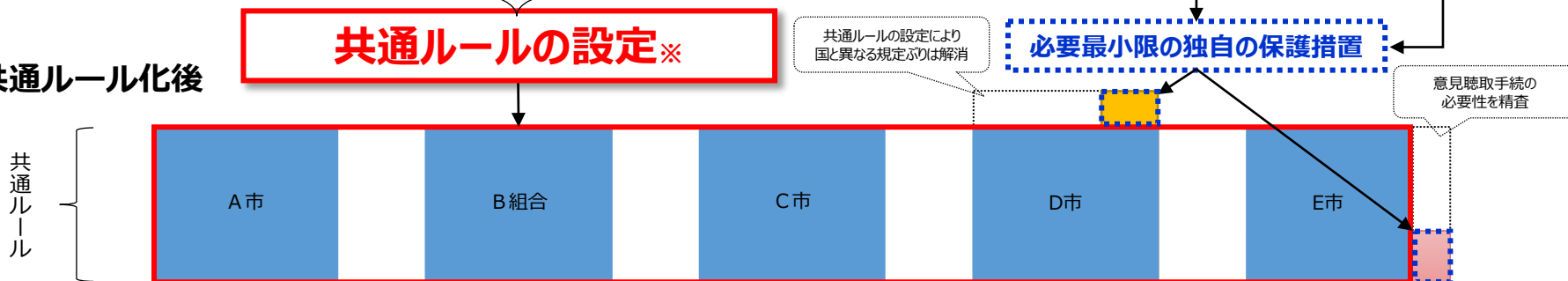
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

令和3年改正法（地方公共団体に係る改正の概要）

<概要 1>

① 適用対象

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用
- 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用※

※④個人情報ファイル簿の作成・公表、⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求、⑥行政機関等匿名加工情報に係る部分は除く

② 定義の一元化

- 個人情報の定義について、国の行政機関及び独立行政法人等・民間部門と同じ規律を適用

例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- 個人情報の取扱いについて、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- 開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

令和3年改正法（地方公共団体に係る改正の概要）

<概要 2>

⑥ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入

- 行政機関等匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関と同様に監視を行う
- 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能

例：個人情報の提供を行う場合、行政機関等匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- 施行期日は、令和5年4月1日とする
- 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料等
- 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等の公表を含む)を行う

⑨ 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- 条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

明石市個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用の負担)

第2条 条例第4条ただし書に規定する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法

(2) 書留郵便によって現金を送付する方法

(電磁的記録の開示方法)

第3条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の行政機関等が定める方法は、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴、印字装置を用いて出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は光ディスク（直径120ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付とする。ただし、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴については電磁的記録の全部を公開する場合に、光ディスクに複写したものの交付については容易に複写できる場合に、それぞれ限るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(明石市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 明石市個人情報保護条例施行規則（平成13年規則第43号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区分	方法	金額
写しの作成	日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）の寸法以下の用紙に白黒で複写し、又は出力したものの交付	1面につき10円
	日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）の寸法以下の用紙にカラーで複写し、又は出力したものの交付	1面につき50円

	A 4 の寸法を超え、A 3 の寸法以下の用紙にカラーで複写し、又は出力したものの交付	1 面につき 8 0 円
	A 3 の寸法を超える用紙に白黒又はカラーで複写し、又は出力したものの交付	A 3 の寸法の用紙を用いたときの面数に換算した額
	光ディスクへの電磁的記録の複写	1 枚につき 1 0 0 円
	上記以外の方法	写しの作成に要する費用に相当する額
写しの送付	郵送	郵便料金の額